

運輸安全一括法に基づく安全管理規程の届出事業者数(各県別)

令和7年3月31日

法 律 名		新 潟	長 野	富 山	石 川	計
鉄 道 事 業 法	鉄 道	2	4	6	3	15
	索 道	48	73	10	7	138
軌 道 法				3		3
道 路 運 送 法	バ ス	64	86	22	35	207
	タ ク シ ー		1		2	3
貨物自動車運送事業法		7	4	2	4	17
海 上 運 送 法	許 可	9	6	9	7	31
	届 出	49	8	19	39	115
内 航 海 運 業 法		4		2		6
計		218	185	80	114	597

※管内における届け出義務付け対象事業者についてはすべて提出済み。

【鉄道事業：補足事項】

- ・県別数の( )は、休業中の事業者を指します。
- ・各県の数値と合計数が違うのは、県を跨いだ事業者があり重複部分を引いているからです。